

議案42号

三朝町情報通信設備管理基金条例の設定について

次のとおり三朝町情報通信設備管理基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月9日

三朝町長 吉田秀光

平成18年3月22日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第42号

三朝町情報通信設備管理基金条例

(設置)

第1条 三朝町が行う情報通信設備の整備及び維持管理に必要な財源を確保し、町民の安定した情報通信環境の構築に資するため、三朝町情報通信設備管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「情報通信設備」とは、有線テレビジョン放送設備、光ファイバー、同軸ケーブルその他これらに付随する設備をいう。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用収益の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編

入するものとする。

(繰替運用)

**第6条** 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

**第7条** 基金は、町が行う情報通信設備の整備及び維持管理の財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。